



阿南市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更する処分をしたので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定に基づき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

令和8年6月12日

阿南市長 岩佐 義弘



1 阿南市長生町平田に編入する区域

阿南市長生町六反地1の3、2の1、2の2、3の3の一部、3の4、3の8、3の10、五反地1の一部、2の一部、9の2の一部、12の1の一部、12の2の一部、13の2の一部、13の3の一部、13の7、南千足30の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部

2 阿南市長生町六反地に編入する区域

阿南市長生町平田34の3、五反地13の1、13の4から13の6まで、13の7の一部、13の11の一部、13の12、19の1、19の2及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の全部

3 阿南市長生町五反地に編入する区域

阿南市長生町平田4の1の一部、30の2の一部、31の2の一部、壱丁ヶ坪1の1の一部、2の1の一部、2の2の一部、須ノ本41の2、41の3、41の8及びこれらの区域に隣接する道路、水路である市有地の一部

4 阿南市長生町壺丁ケ坪に編入する区域

阿南市長生町五反地5の1の一部、16の1の一部、16の2の一部、17の3の一部、17の4、22の2、23の1の一部、23の5から23の7まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部

5 阿南市長生町清水ケ坪に編入する区域

阿南市長生町北内37の一部、宮内240の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路等である市有地の一部並びに北内35の1に隣接する道路である市有地の全部、宮内240の7に隣接する水路等である市有地の一部、白ケ鼻31の5に隣接する水路である市有地の一部、宮内238、240の地先の水路等である市有地の一部、241、241の2の地先の水路等である市有地の一部、清水ケ坪2の3の地先の宮内の水路である市有地の一部

6 阿南市長生町宮内に編入する区域

阿南市長生町清水ケ坪29の1の一部及びこの区域に隣接する水路である市有地の一部並びに2の3に隣接する水路である市有地の一部

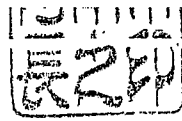
7 阿南市長生町北内に編入する区域

阿南市長生町清水ケ坪61の1の一部、63の1から63の3までの各一部、64の一部、69の1の一部、69の2の一部、72の一部、柳ケ坪7の2の一部、8の2の一部、8の5の一部、古地1の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部並びに柳ケ坪7の2、8の2、8の5に隣接する水路等である国有地の一部

8 阿南市長生町柳ケ坪に編入する区域

阿南市長生町壺丁ケ坪48の2の一部、49の一部、50の一部、北内6の一部、7の1の一部、9の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部並びに北内6、9に隣接する水路である国有地の一部





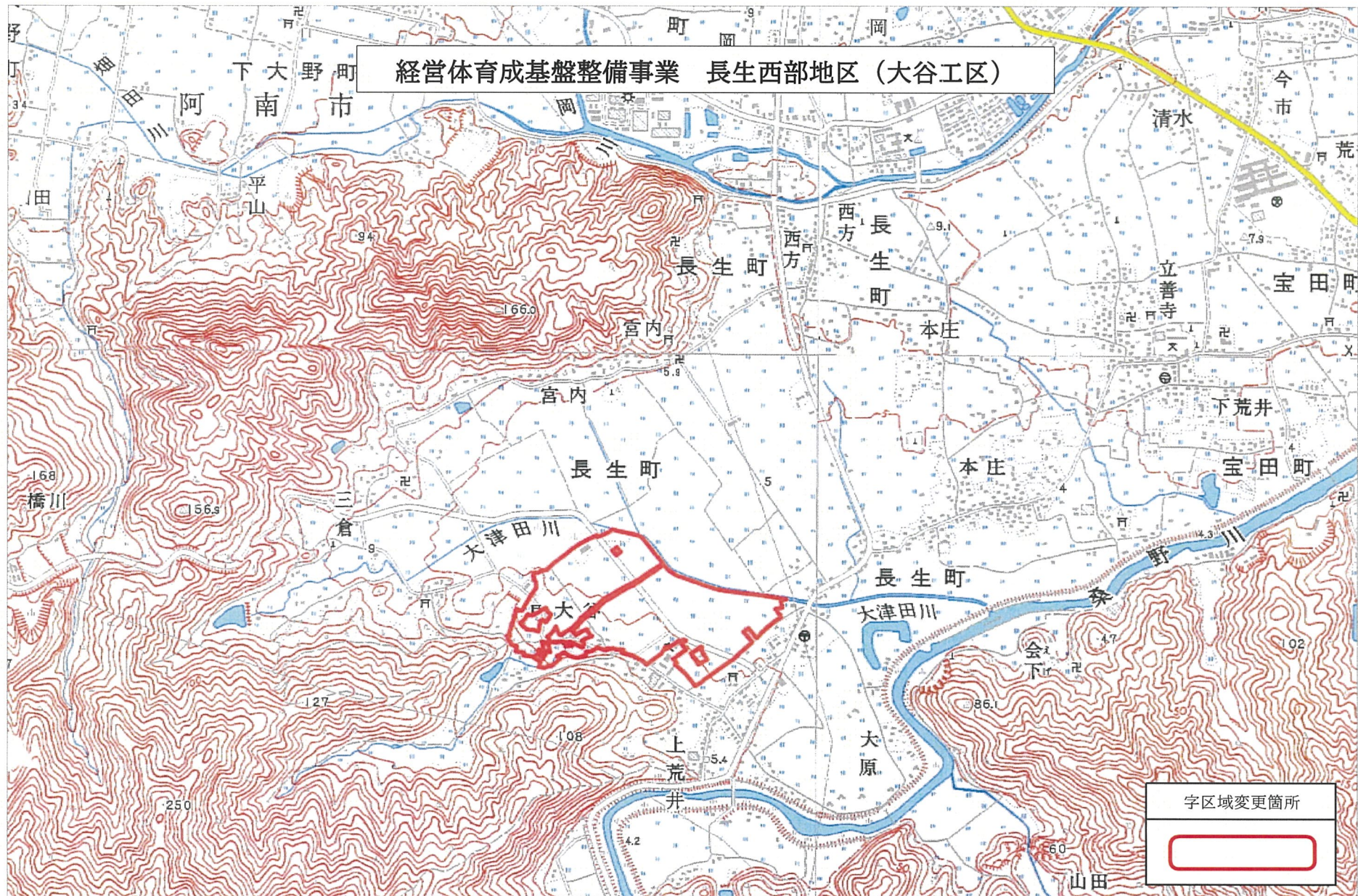
9 阿南市長生町古地に編入する区域

阿南市長生町北内9の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の一部

10 阿南市長生町北平岡に編入する区域

阿南市長生町壺丁ヶ坪58の1の一部、59の1

經營体育成基盤整備事業 長生西部地区 (大谷工区)



字区域変更箇所

